

日訪財発第168号
令和4年9月28日

厚生労働省 老健局 老人保健課
課長 古元 重和 様

公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 田村 やよひ



地域密着型療養通所介護の居宅介護サービスへの位置づけについて（要望）

地域包括ケアシステムでは、医療的ケアを有する要介護者、がん末期や重度認知症者など、医療ニーズを伴う要介護者の通所サービスの充実が不可欠であり、2006年に訪問看護事業所と一体的に行う居宅介護サービスとして、報酬改定により療養通所介護（通所介護の一類型）が創設されました。

ところが、2018年には地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数が9名から18名と拡大されたものの、都道府県指定の居宅介護サービスから市区町村指定による地域密着型サービスと類型が変更されました。

現在も、訪問看護事業所と併設する事業所が8割強あり、訪問看護の利用者が療養通所を利用してはいますが、療養通所介護は、訪問看護の利用者の圏域より狭い範囲の利用者に限られたサービス提供となっている状況があります。又、利用者が市区町村の境目にある場合も、圏域を外れるために利用困難な状況が生じております。

つきましては、是非、療養通所介護は地域密着型サービスではなく居宅介護サービスへの位置づけに戻していただきますように、別紙参考資料を添付してお願い申し上げます。

なお、地域特性に応じた柔軟な対応として地域密着型サービスの位置づけも選択肢としていただければ幸いです。

【参考資料1】

平成 30 年度「在宅療養のサービス基盤としての療養通所介護事業の実態調査」
(日本訪問看護財団独自調査)

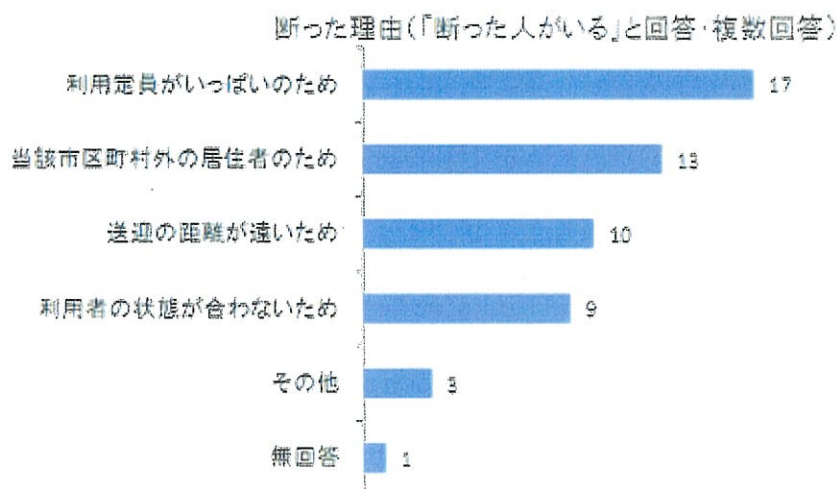
[https://www.jvnf.or.jp/wp-](https://www.jvnf.or.jp/wp-content/uploads/2016/04/d04eb258e29ea9b1cb7d92ee5bb7a0c4.pdf)

[content/uploads/2016/04/d04eb258e29ea9b1cb7d92ee5bb7a0c4.pdf](https://www.jvnf.or.jp/wp-content/uploads/2016/04/d04eb258e29ea9b1cb7d92ee5bb7a0c4.pdf)

1. 問い合わせがあったが利用を断った人数、理由

利用の問い合わせを断った人数や理由についてたずねた。断った人が「いる」は 61.2%であった。利用を断った事業所に人数をたずねたところ「2 人」と「3 人」がそれぞれ 20.0%ずつであるが、「5 人以上」の事業所も見られる。

断った理由については、「利用定員がいっぱいのため (56.7%)」、「当該市町村外の居住者のため (43.3%)」が上位に挙げられている。介護保険における地域密着型サービスのため、サービス提供は居住者が基本となるが、他市町村居住者の利用も手続きにより受入れできるが、断っている状況がある。



	n=30	割合
利用定員がいっぱいのため	17	56.7%
当該市町村外の居住者のため	13	43.3%
送迎の距離が遠いため	10	33.3%
利用者の状態が合わないため	9	30.0%
その他	3	10.0%
無回答	1	3.3%

2. 地域密着型サービスへの移行に関する意見のまとめ

- 当該市町村以外からの利用者の受入れについては、不可能と回答している事業所と、手続きが煩雑で利用者も事業者もあきらめてしまうと回答した事業所を合わせると 5 割以上ある。
- 訪問看護ステーションを併設する事業所は約 9 割あるにもかかわらず、訪問看護利用者が当該市町村外住民である場合は、通所サービスが受け入れられないと 1 割が回答している。医療的ケアを提供する稀少な事業所が利用者に継続的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域密着型サービスとして、周辺市町村を含めた協定や手続きなどの簡素化を図り、利用を妨げる要因を改善する必要がある。
- 介護保険制度上の課題としては、ケアプランの作成にあたってのケアマネジャーの理解不足や、事業計画に出ていないことによる（市町村職員の）認知度の低さなどの指摘がある。
- 保険者は、運営実態の把握と理解が必要で、特に、地域密着型サービスに移行後の指定基準、事務処理、施設基準等を簡素化・柔軟にするとともに、計画的な整備など、看護小規模多機能と同様な整備の方針が必要との意見が多かった。
- 障害児通所支援事業についても、高齢者と児童、障害者の縦割りの現状を課題としながら、今後は共生型サービスとしての体制づくりが必要 など。

【参考資料2】

日本訪問看護財団主催(第 2 回)療養通所介護交流会での意見(抜粋)

開催日時：2021 年 12 月 1 日 16 時～18 時

開催方法：Zoom

参加者：47 名

- 厚生労働省の方針として療養通所介護が地域密着型になったのは規模だけでなく何か意図があるのか。医療保険でも機能強化型訪問看護管理療養費の要件に療養通所介護に従事する人員も含まれることになり、訪問看護ステーションと一体的に行っている。どうやったら療養通所介護を運営しやすいか。
- 新規で他市から相談があるが、ケアマネジャーに市を説得してもらわないといけないので、ケアマネジャーの苦勞が多く、周り 7 市に囲まれているのでそれぞれに申請をすると事務手続きが煩雑。指定を受けると各市から何年か置きに実地指導を受ける煩雑さもあり、以前のような取り扱いがありがたい。例えば、呼吸器を付けている高齢者で入所や入院は難しいが家族で頑張りたい方が困らないような枠組みに、また居宅介護サービスに戻していただけるとありがたい。